

# 兵庫県公報

平成24年 1月27日 金曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 行財政構造改革審議会規則の一部を改正する規則（新行政課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●行財政構造改革審議会規則の一部を改正する規則（規則第1号）

行財政構造改革審議会においては、今後の調査審議を円滑に進めるため、年度途中において、委員の任期が満了しないよう、現在の委員の任期を平成23年度末まで延長することとした。

## 規 則

行財政構造改革審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 1月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 兵庫県規則第1号

#### 行財政構造改革審議会規則の一部を改正する規則

行財政構造改革審議会規則（平成21年兵庫県規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

（委員の任期の特例）

- この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。